

外国証券取引口座約款 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>(外国証券の <u>混蔵</u> 寄託等)</p> <p>第4条 申込者が当社に寄託する外国証券(外国株式等及び外国新株予約権を除く。以下「寄託証券」という。)は、<u>混蔵</u> 寄託契約により寄託するものとします。当社が備える申込者の口座に当該申込者が有する数量が記録又は記載される外国株式等及び外国新株予約権(以下「振替証券」という。)については、当社は諸法令並びに決済会社の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、顧客の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。</p> <p>2 寄託証券は、当社の名義で決済会社に <u>混蔵</u> 寄託するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えます。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載又は記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載又は記録するものとします。</p> <p>3 前項により <u>混蔵</u> 寄託される寄託証券又は決済会社の口座に振り替えられる振替証券(以下「寄託証券等」という。)は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等又は決済会社が適当と認める国等にある保管機関(以下「現地保管機関」という。)において、現地保管機関が所在する国等の諸法令及び慣行並びに現地保管機関の諸規則等に従って保管又は管理します。</p> <p>4 (省 略)</p>	<p>(外国証券の <u>混合</u> 寄託等)</p> <p>第4条 申込者が当社に寄託する外国証券(外国株式等及び外国新株予約権を除く。以下「寄託証券」という。)は、<u>混合</u> 寄託契約により寄託するものとします。当社が備える申込者の口座に当該申込者が有する数量が記録又は記載される外国株式等及び外国新株予約権(以下「振替証券」という。)については、当社は諸法令並びに決済会社の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、顧客の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。</p> <p>2 寄託証券は、当社の名義で決済会社に <u>混合</u> 寄託するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えます。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載又は記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載又は記録するものとします。</p> <p>3 前項により <u>混合</u> 寄託される寄託証券又は決済会社の口座に振り替えられる振替証券(以下「寄託証券等」という。)は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等又は決済会社が適当と認める国等にある保管機関(以下「現地保管機関」という。)において、現地保管機関が所在する国等の諸法令及び慣行並びに現地保管機関の諸規則等に従って保管又は管理します。</p> <p>4 (現行どおり)</p>
<p>(寄託証券に係る共有権等)</p> <p>第4条の2 当社に外国証券を寄託した申込者は、当該外国証券及び他の申込者が当社に寄託した同一銘柄の外国証券並びに当社が決済会社に寄託し決済会社に <u>混蔵</u> 保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社に係る口座に外国株式等を記載又は記録された申込者は、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載又は記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該申込者に与えられることとなる権利を取得します。</p> <p>2 (省 略)</p>	<p>(寄託証券に係る共有権等)</p> <p>第4条の2 当社に外国証券を寄託した申込者は、当該外国証券及び他の申込者が当社に寄託した同一銘柄の外国証券並びに当社が決済会社に寄託し決済会社に <u>混合</u> 保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社に係る口座に外国株式等を記載又は記録された申込者は、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載又は記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該申込者に与えられることとなる権利を取得します。</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>(届出事項)</p> <p>第24条の2 申込者は、住所(又は所在地)、氏名(又は名称)、<u>印鑑</u> 及び共通番号等を当社所定の <u>書類</u> により当社に届け出るものとします。</p>	<p>(届出事項)</p> <p>第24条の2 申込者は、住所(又は所在地)、氏名(又は名称)及び共通番号等を当社所定の <u>手続</u> により当社に届け出るものとします。</p>

現行	改正
<p>(契約の解除)</p> <p>第29条 (省 略)</p> <p>(1) ~ (2) (省 略)</p> <p>(3) <u>第32条に定めるこの約款の変更に申込者が同意しないとき</u></p> <p>(4) ~ (10) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p>	<p>(契約の解除)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(1) ~ (2) (現行どおり)</p> <p><u>(削 除)</u></p> <p>(3) ~ (9) (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>(約款の変更)</p> <p>第32条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>なお、改定の内容が、申込者の従来の権利を制限するもしくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。また、上記にかかわらずその内容が軽微である場合には当社ホームページ等への掲載、又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告に代える場合があります。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、その変更同意したものとしします。</u></p>	<p>(約款の変更)</p> <p>第32条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページ等への掲載、又はその他相当の方法により周知します。</u></p>
<p>附 則</p> <p>この約款は、令和元年7月16日より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>附 則</p> <p>この約款は、2020年4月1日より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>